
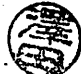


決議案第 9 号

令和 2年 6月 25日

新城市議会議長 鈴木 達雄 殿

提出者 新城市議会議員 山田 辰也 

賛成者 同 上 澤田 恵子 

新城市議会議長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ただいまから、議長不信任決議案の提案理由を述べます。
議会は住民を代表する公正の議員をもって構成される意思決定機関であります。
また議会は住民の代表である議員が論議を行うことを目的とし住民から選ばれた選良であります。

議長は議会の活動をまとめ議会を代表するものであります。
しかし議会での議長の議事の進め方は、秩序を保持し議事を整理し統理したとはとても言えない状態であり、今回のこの東三河連合議長選出においてもしかかり、新城市議会の名誉を著しく貶め、結果は議長の指導不足と的確な判断に欠ける対応と行動によるものであり、新城市議会の議長として認めることはできません。

よってここに責任追及としての不信任を提出いたします。